

交通ルールを守り 快適な自転車ライフ

茅ヶ崎市は市民の4人に1人が自転車を利用し、県内で最も高い利用率になっています。安全な走行には、一人一人が自転車利用のルールをしっかりと守ることが大切です。自転車のルールを意識し、快適な自転車ライフをお送りください。

【安全対策課安全対策担当】



交通ルールの確認を

春の全国交通安全運動 4月6日(金)～15日(日)

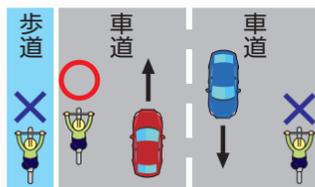
4月は入園・入学の時期で、通学路には交通ルールに慣れていない子どもたちが多く、車や自転車の運転には注意が必要です。4月6日～15日の春の全国交通安全運動では、茅ヶ崎駅周辺での交通安全街頭キャンペーンなどを実施しています。交通ルールやマナーを確認するきっかけにしてください。

市では、安全・快適に走行できる自転車専用レーンなどの整備や、小学生から高齢者までを対象とした自転車ルール講習会を実施しています。

自転車利用のルール

自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車は軽車両です。歩道と車道の区分があるところでは、車道通行が原則です。道路の左端に沿って通行しましょう。



車道は左側を通行

例外

- 道路標識により自転車が通行できることとなっている場合
- 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、車道通行に支障のある身体障害の場合 など



自転車歩道通行可の標識

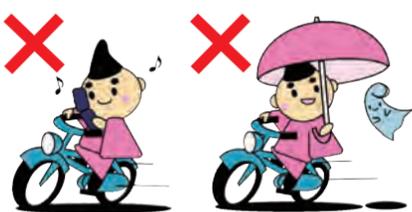
歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

安全ルールを守る

- ・飲酒運転・二人乗り・並走は禁止です
- ・夜間はライトを点灯しましょう

危険! ながら運転

傘、携帯電話、ヘッドホンやイヤホンを使用しながらの運転は危険です。絶対にやめましょう。



快適な走行を支える 自転車専用レーン

市内には国道1号や県道45号、鉄砲道で、自転車の安全で快適な走行を目的とした自転車専用レーンが整備されています。走行の際にはいくつかの注意点があります。

走行の際の注意点

- 自転車以外の車両は通行できません(オートバイなどの二輪車も不可)
※ 交差点で左折するときや緊急自動車に一時進路を譲るときなどは例外
- 車道と同じ左側通行です
- 自転車専用レーン上は駐車できません



法定外路面標示(矢羽根)



自転車専用レーン

道幅が狭い部分や交差点などでは、左上の写真のような標示がされています。矢羽根の部分も自転車専用レーンと同じく自転車が走るスペースです。

ちがさき自転車ルール講習会

茅ヶ崎警察署による座学講習と、茅ヶ崎地区交通安全協会監修の訓練コースでの実車走行を行います。

日時 5月12日(土)10時～12時

場所 中央公園(雨天の場合は市役所本庁舎会議室で室内講習)

対象 市内在住で小学生以上の方120人(申込制(先着)。小学生は保護者同伴)

申込 4月20日(金)までに☎で(住所・氏名・年齢(学年)・電話番号を記入し、

☎(57)8377または✉anzen@city.chigasaki.kanagawa.jpも可)



子どもはヘルメットを着用

子ども(13歳未満の児童・幼児)を自転車に同乗させる場合や子どもが一人で自転車に乗る場合には、ヘルメットを着用しましょう。